

結社の自由委員会 日本政府追加情報
(第2844号案件)

2013年8月27日

日本政府は、第2844号案件に関して、結社の自由委員会の第364次報告書の指摘について、以下のとおり追加情報を提出する。

1 ILO条約に対する基本スタンスについて

我が国は ILO の加盟国として、ILO憲章及び国際労働機関の目的に関する宣言（フィラデルフィア宣言）にのっとり、批准した ILO 諸条約を誠実に遵守するとともに、ILO の根本原則を尊重してきた。両組合からの 2012 年 10 月 10 日付けの結社自由委員会 Case No. 2844 に関する情報提供 2.2-1. において述べられている政府側の答弁については、ILO の勧告について法的拘束力がないことを説明したものであり、ILO からの勧告について、できる限り尊重し、我が国政府としての立場を誠実に説明してきたところである。

2 勧告パラグラフ 649 (a) 及び(c)について

2011 年 10 月 21 日付の政府見解で示したとおり、一般論として、労働組合法において、労働組合員であること等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、正当な理由のない団体交渉の拒否、労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助、労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱いは不当労働行為として禁止されており、使用者がこれらの行為を行った場合には、労働組合又は労働者の申立てにより使用者委員、労働者委員及び公益委員で構成される労働委員会へ救済を求めることができる。

したがって、我が国においては、使用者と労働組合との交渉が行われるために必要な措置が十分に講じられている。

3 勧告パラグラフ 649 (b) について

両組合の主張する解雇については、2011 年 1 月 19 日、解雇された両組合に所属する組合員を含む 146 名（2011 年 5 月 6 日に 2 名追加され合計 148 名）が、東京地方裁判所に対して、JAL を相手取り、地位確認訴訟を提起した。

これに対し、東京地方裁判所は、平成 24 年 3 月 29、30 日の両日、原告側の訴えを退け、不当労働行為を認めないこと等を含め、整理解雇が有効であるとの判断を示している（運航乗務員…3 月 29 日判決（別添 1 として添付）、客室乗務員…3 月 30 日判決（別添 2 として添付））。

当該判決を受け、乗務員側は 4 月 11 日に東京高等裁判所に控訴し、現在係属中であると聞いている。

4 勧告パラグラフ 649 (d) について

2011年9月1日にJALが東京地方裁判所に対して提起した、両組合への不当労働行為救済命令の取消訴訟については、2011年10月20日付け日本政府見解において述べたとおり、現在も当該裁判所において係属中と聞いている。

Additional Information from the Government of Japan to the ILO Committee on Freedom of Association

August 27th, 2013

The Government of Japan (hereinafter "the GOJ") provides the following additional information concerning Case No.2844 in the 364th report of the Committee on Freedom of Association (June 2012).

1 Basic Position on ILO Conventions

Japan has faithfully complied with the ILO conventions which it has ratified and has shown respect to the principles of the ILO as a member, in conformity with the ILO Constitution and the Declaration concerning the aims and purposes of the International Labour Organisation (DECLARATION OF PHILADELPHIA).

Our comment, which is mentioned in the additional information paragraph 2.2.1 on CFA No.2844 by JAL Flight Crew Union (hereinafter "JFU") and Japan Airline Cabin Crew Union (hereinafter "CCU") dated October 10, 2012, intended to explain the fact that ILO recommendations are not legally binding.

The GOJ has respected ILO recommendations to the extent possible and has explained its position with integrity.

2 With reference to the recommendations in paragraphs 649 (a) and (c)

As mentioned in the Observations of the GOJ dated October 21, 2011, in general terms, the Labour Union Law prohibits as unfair labour practices disadvantageous treatment such as dismissals due to being a member of a labour union, refusal of collective bargaining without due reason, controlling or interfering with the management of a labour union and giving financial assistance, and disadvantageous treatment due to filing a complaint with the Labour Relations Commission, etc. In cases in which an employer carries out those actions, labour unions or workers concerned can file a complaint with a Labour Relations Commission, which comprises members representing employers, workers and the public interest.

Therefore, necessary measures for negotiations between employers and